

# 社会的共生の実現に向けて

JICA国際協力専門員  
橋本 敬市



## I. 多極共存型民主主義 (by A. Lijphart)



- エスニシティー、宗教等による深刻な亀裂を抱える分裂社会
- ⇒ 多数決型民主主義: マイノリティーの利害が無視されがち
- ⇒ 多極共存型民主主義: 集団間の権力分有とコンセンサスに基づく意志決定により民主主義安定

主要要素

- ① 大連合: すべての主要集団の政治指導者が協同
- ② 相互拒否権: 少数派に政治的保護の完全な保証を付与
- ③ 比例制原理: 公務員の配置や予算配分に適用
- ④ 各集団の自立性(自治権): 大幅な自治権付与



## II. 具体例①: 南ア・暫定憲法(1993年4月)

### ● 主要規定

- (1) 選挙は比例制で実施
- (2) 5年間は国民統合政府による統治
  - 国民議会議席の5%以上を有する政党に閣僚ポスト
  - 20%以上を有する政党に副大統領指名権
- (3) 州政府に大幅な権限(連邦制ではない)

### ● レイプハルト

- ・「共通の文化・言語・宗教に基づく学校設立を認める条項により集団自治権が保障されていると認識」
  - ・「憲法改正や新憲法採択に議会の3分の2の同意が必要としている点をもってマイノリティーの拒否権が認められたと解釈」
- ⇒「多極共存型民主主義の4つの特徴が認められたと解釈」



### ● 問題点

- ・多極共存型民主主義の前提に対する疑問: 南ア紛争は本質的にエスニックな性質のものであるという認識に対する疑問
  - ・多極共存型の政治制度が、かえってエスニックの境界を強化し、社会の分極化を推し進めるという懸念
- (レイプハルトの提案は、アパルトヘイト体制の人種カテゴリーではなく、比例代表制選挙を通じて自発的に形成される集団による協同だった)

### ★実際には国民統合政府は5年持たず崩壊

1党優位の「アフリカ民族会議(ANC)」が恒久憲法に権力分有を盛り込むことを拒否⇒国民党が離脱

⇒政治エリート間の協力が前提

⇒グループ化の難しさ

## 具体例②: ボスニア・ヘルツェゴヴィナ憲法 (1995年12月)



### ● 主要規定

#### (1) 中央政府の権限の限定

(外交、通貨政策; 対外通商政策等10のみ) ⇒ 経済発展・民主化の障害

#### (2) 各構成民族に拒否権

(民族の死活的利益に関する事項について) ⇒ 議会ですべての法案否決

#### (3) 比例制に基づくポスト配分

(エンティティー憲法で閣僚ポスト配分規定) ⇒ 少数派に無意味なポスト

※機能不全⇒国際社会による強権的介入へ

※システム機能の前提: 協力する意思

## Ⅲ. コンセンサス型民主主義への発展



- 「多極共存型民主主義理論の延長線上」にあり、両概念は「同一ではないが深く関係する」(Lijphart, 2000)

ー多極共存型民主主義: 4つの主要要素

ーコンセンサス型: 10の特性(大連立政権による権力分有; 行政府と立法府の勢力均衡; 多党制; 比例代表制; 利益集団間のコーポラティズム的な利害調整; 連邦制・地方分権; 強い二院制; 硬性憲法; 違憲立法審査権; 中央銀行の独立性)(1999)

※ネパールへの示唆: 連邦制+比例制に基づくコンセンサス型システム?



## IV. ドナーの課題

- **政策策定段階**

ードナー調整の徹底・投入リソースに関するスタンダードの設定

**教訓)アフガニスタンSSRの失敗=政治プロセスに負の影響**

・取り組むべき課題についてはコンセンサスが存在していたが...

⇒実際には各ドナーがvisibility重視の示威的投入を実施

⇒ドナーによって投入する専門家のレベルに差異(総体としては逆効果)

※課題別・地域別に援助効果に差が発生⇒地元政治勢力の対立助長

- **プロジェクト実施段階**

ー紛争予防配慮の徹底

※同じプロジェクトでも、実施場所、実施時期、裨益対象によって、違った implicationを持ち得ることに留意

⇒民族融和を阻害しないプロジェクト:紛争要因分析を基盤にした案件形成  
(了)